

水道メータの交換にご協力をお願いします！

水道メータの有効期間は計量法で8年と定められており、有効期間が満了する前に、お客さまのお宅に伺い交換を行います。

- 事前に「水道メータ交換日程等のお知らせ」を配布いたします。
- 交換作業は山武水道が発行する委託証明書を携帯した指定給水装置工事業者が行います。
- 交換時に20分程度の断水をいたします。
(状況によっては更にお時間を頂く場合があります。)
- 交換の際に立会いは不要です。
- 交換に伴う費用は無料です。



不審に思われる場合は、業務課 給水検査班までご連絡ください。

長期不在となる場合は、止水栓を閉めておくで安心！



確認していただきましょう！

- ① 水道メーターや止水栓の場所の確認
- ② 止水栓の閉め方 (左の写真参照)

長期間不在でなおかつ中止処理をしない場合は、止水栓を閉めておくことで、宅内漏水を防ぐことができます。

不在時に発生した漏水についても、お客さまのご負担となります。

不測の事態に備え、一人ひとりが対策をすることが大切です。

【問い合わせ先】 業務課 給水検査班 ☎0475 (55) 7853

漏水の早期発見にご協力ください！

道路上で漏水を発見された場合は、施設課 維持班までご連絡ください。

水道管からの漏水は、大切な水が無駄になるだけでなく、場合によっては道路陥没等の二次災害につながる恐れがあります。

次のように漏水の恐れがある場合はお手数ですがご連絡をお願いいたします。

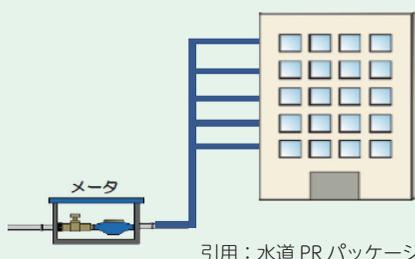
- ① 晴れた日に道路がぬれている
- ② 普段乾いている水路や側溝に、きれいな水が流れている
- ③ 道路のひび割れから水がしみ出している

【問い合わせ先】 施設課 維持班 ☎0475 (55) 7854

共同使用に関する水道料金の取扱いについて

アパート・マンションなどの集合住宅で、水道メータ1台によって複数の世帯が給水を受けているお客さまを対象に、共同使用扱いによる水道料金計算を行い、生活用水にかかる費用の低廉化を図る制度があり、利用する場合は、申請手続きが必要となります。

条件によっては適用が認められない場合がございますので、詳しくは業務課料金班までご連絡ください。なお、適用後、居住者に増減が生じた場合は届出を必ず提出する必要があります。



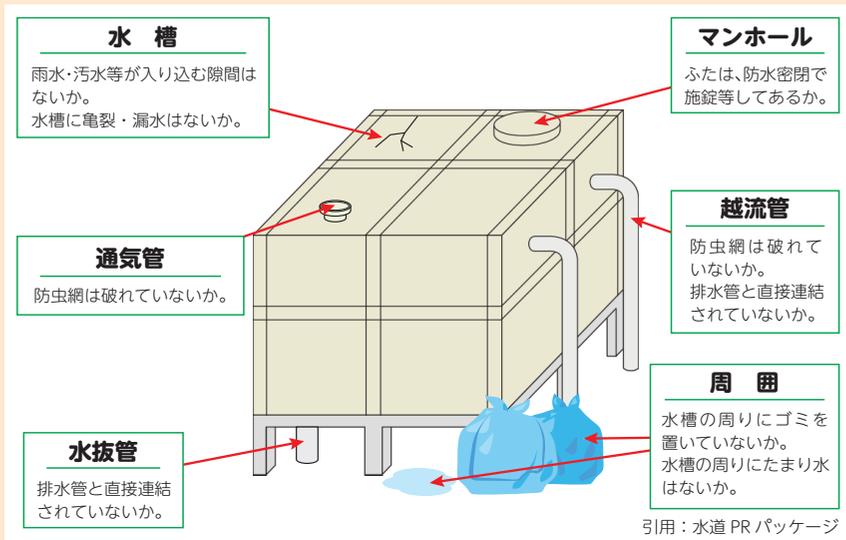
【問い合わせ先】 業務課 料金班 ☎0475 (55) 7853

貯水槽水道の適正管理について

貯水槽水道(受水槽・高置水槽を通して給水しているビル・アパート等の給水施設)は、水道法で設置者の責任により適正な管理を行うことが義務付けられています。

貯水槽水道の設置者、所有者又は管理者の方は、以下の基準に従い、適正な管理を行ってください。

- ① 毎日蛇口から出る水の状態(味・色・匂い・濁りなど)を確認してください。
- ② 月に1回下記を参考に貯水槽の点検を行ってください。
- ③ 年に1回以上の清掃や水質検査を行ってください。



詳しくは業務課 給水検査班までご連絡ください。

【問い合わせ先】 業務課 給水検査班 ☎0475 (55) 7853

水道料金、名義変更、水道の使用開始・中止手続等については
山武郡市広域水道企業団お客様センターへお問い合わせください

☎0475(50)4132
東金市東上宿12番地13(サンピア立体駐車場裏)

【お客様センター受付内容】

- 水道料金に関するお問い合わせ(料金の支払い方法等)
- ご利用になるお客さまの名義の変更等
- 水道メータ検針に関するお問い合わせ
- お引越し等による水道の使用開始・中止(料金精算)のお申し込み
※希望日の3~4日前までにご連絡ください。

【お客様センター受付時間】

平日 8時30分~17時30分 土曜日 8時30分~12時00分
(日曜日・祝日及び年末年始12月29日~1月3日を除く)
使用開始・中止はインターネットからもお申し込みいただけます！
URL [https://www.blue.cdc-bnet.jp/sansui/]
携帯・スマートフォンの方は、右のQRコードから ⇒

